

# 鳥取県高等学校体育連盟財務細則

## (趣旨)

第 1 条 この細則は、県補助金関連事業会計事務処理規程（昭和 55 年 4 月）を改正し、鳥取県高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）が行う事業の会計に関して必要な事項を定める。

## (出納役)

第 2 条 出納を担当する事務局長は、会長が委嘱し、出納の命令に関する事務、経理の執行、証拠書類等の保存に関する事務を行う。

## (収入及び支出命令)

第 3 条 収入及び支出払いは、事務局長が行うものとする。

## (金融機関の指定)

第 4 条 会長は高体連会計について取引金融機関を指定し、預金口座を設けなければならない。ただし、会長が特に必要と認める場合には、会長の名義にかえ事務局長の名義とすることができる。

## (登録印鑑)

第 5 条 取引金融機関に登録する印鑑は、事務局長が保管しなければならない。

## (経理の原則)

第 6 条 経理は発生した事実に基づき、整然かつ明瞭に整理して記録しなければならない。

## (収入)

第 7 条 事務局長は、収入を収納しようとするときは、収入調書（高体連様式）により調定しなければならない。

第 8 条 収入の証拠書類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 納入者の振込書又は謄本
- (2) 申込書又は領収証控
- (3) その他

## (支出)

第 9 条 事務局長は、支払いをする場合には、相手方の適正な請求書及び領収証又は納入通知書を添付した支出調書（高体連様式）に支払日付及び認印を押さなければならない。

第10条 すべての支払いは精算払いを原則とする。

第11条 支払いの証拠書類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 見積書、納品書、請求書及び領収証書
- (2) 委任状
- (3) 印刷物等作成したもの
- (4) その他支払いの事実を証明する書類

(戻出及び戻入)

第12条 収入にかかわるもので過誤納となったものの払い出し、又は支出にかかわるもので過誤払いとなったものの戻入は戻出(戻入)調書(高体連様式)により該当科目から戻出又は該当科目に戻入するものとする。

(首標金額の訂正禁止)

第13条 収入又は支出の根拠となる調書の首標金額は訂正することができない。

(訂正事項の証明)

第14条 証拠書類の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に＝線を引いて抹消し、その上部又は右側の余白に正書し、抹消した箇所に調書作成者の認印を押さなければならない。

(証拠書類の形式)

第15条 証拠書類は原本に限る。ただし、原本を提出しがたいときは謄本をもって、これにかえることができる。

(証拠書類の編集)

第16条 証拠書類の編集は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 規格はA4版縦長左横とじとする。
- (2) 通帳及び現金出納簿の日付順序を基に、一連番号を付すこと。

(会計簿冊の保存)

第17条 会計関係書類の保存期間は、その処理の終わった年の翌年度から起算して5年間とする。

(契約書の作成)

第18条 入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限、履行場所、契約代金の支払い又は受領の時期及び方法等を記載した契約書を作成しなければならない。

(契約書の作成を省略できる場合)

第19条 契約担当者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合においては契約書の作成を省略することができる。

(1) 一件30万円を超えない契約をするとき。

(2) 前号に規定するもの以外の契約について、会長が契約書を作成する必要がないと認めたとき。

(競争入札及び随意契約)

第20条 契約担当者は一件100万円以上の契約をしようとする場合には、あらかじめ契約をしようとする事項の予定価格を定め、3人以上の入札者を指名し、指名競争入札に付さなければならない。ただし、やむを得ない場合は随意契約によることができる。

2 契約の相手は予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、最低価格をもって申し込みをした者とする。

3 前項による指名競争入札に付す暇がないとき、又は競争に付しても入札者がいないときは随意契約によることができる。

4 一件100万円を超えない契約は随意契約によることができる。

5 随意契約によろうとする場合はなるべく2人以上から見積書を徴さなければならない。

(県補助金事業に関して)

第21条 各種派遣旅費等の振込の際の学校口座は校長名義の口座とし、この口座に生じた預金利息は鳥取県高等学校体育連盟に帰するものとする。

2 県補助金関連事業会計から生じた預金利息は鳥取県高等学校体育連盟一般会計の収入とする。

3 県補助金対象事業(中国ブロック高等学校体育大会開催費等)に係る証拠書類は高体連会長名で作成すること。

附則 本細則は平成22年4月21日より改正施行する。

昭和55年 4月 1日施行

平成16年 4月22日一部改訂